（用語）

第三条　指定等手続（法第二章に規定する手続をいう。以下同じ。）及び調査等手続（法第四章に規定する手続をいう。以下同じ。）においては、日本語を用いる。

2　前項の規定にかかわらず、指定等手続及び調査等手続において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

3　日本語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

（文書の作成）

第五条　指定等手続及び調査等手続において作成すべき文書には、次条に定める場合を除き、年月日を記載して署名し、又は記名押印しなければならない。

2　［略］

（署名及び押印の省略）

第六条　指定等手続及び調査等手続において提出すべき文書は、法第十六条第一項第一号に掲げる処分に基づき提出すべき文書を除き、記名をもって署名又は押印を省略することができる。

2　委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を確認するものとする。

（文書の訂正）

第七条　指定等手続及び調査等手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（代理人の資格の証明等）

第八条　代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

2　代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、速やかに、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（ウェブページ）

第九条　［略］

第二章　指定等手続

（特定ソフトウェア事業者の届出）

第十条　法第三条第二項の規定による届出は、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令第一条の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度の翌年度の四月末日までに、特定ソフトウェアの種類ごとに、それぞれ様式第一号による届出書を提出してしなければならない。

2　［略］

（指定書の送達）

第十一条　［略］

2　前項の指定書の謄本の送達に当たっては、法第三条第一項の規定による指定について取消しの訴えを提起することができる場合には、その旨を記載した通知書を添付するものとする。

（特定ソフトウェア事業者の指定の変更又は取消しの申出）

第十二条　［略］

（決定書の送達）

第十三条　［略］

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定による送達について準用する。

（用語）

第三条　指定等手続（法第二章に規定する手続をいう。以下同じ。）においては、日本語を用いる。

2　前項の規定にかかわらず、指定等手続において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

［項を加える。］

（文書の作成）

第五条　指定等手続において作成すべき文書には、特別の定めのある場合を除いて、年月日を記載して署名し、又は記名押印しなければならない。

2　［同上］

［条を加える。］

（文書の訂正）

第六条　指定等手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

［条を加える。］

（ウェブページ）

第七条　［同上］

第二章　指定等手続

（特定ソフトウェア事業者の届出）

第八条　法第三条第二項の規定による届出は、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度の翌年度の四月末日までに、特定ソフトウェアの種類ごとに、それぞれ様式第一号による届出書を提出してしなければならない。

2　［同上］

（指定書の送達）

第九条　［同上］

［項を加える。］

（特定ソフトウェア事業者の指定の変更又は取消しの申出）

第十条　［同上］

（決定書の送達）

第十一条　［同上］

［項を加える。］